

船舶事故調査報告書

平成24年3月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 横 山 鐵 男（部会長）
委 員 庄 司 邦 昭
委 員 石 川 敏 行
委 員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成23年3月22日 11時45分ごろ	
発生場所	広島県尾道市 尾道系崎港西御所岸壁 尾道灯台から真方位270° 540m付近 (概位 北緯34° 24.1′ 東経133° 11.4′)	
事故調査の経過	平成23年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	交通船 第十八あき丸、10.57トン 271-29237広島、SAMARIN有限会社 12.30m (Lr) × 2.85m × 1.17m、FRP ディーゼル機関、250kW、昭和56年4月	
乗組員等に関する情報	船長 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月8日 免許証交付日 平成22年11月20日 (平成27年11月21日まで有効)	
死傷者等	なし	
損傷	本船 左舷船首部外板の水線付近に約5cm四方の破口、防舷材を破損 岸壁 なし	
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、尾道系崎港の西御所岸壁（以下「本件岸壁」という。）に着岸作業中、主機を停止する時期が早く、本件岸壁の手前で行きあしが停止したので、再度、主機クラッチを前進として本件岸壁に接近した際、前進行きあしが大きく、主機を後進にかけたが、平成23年3月22日11時45分ごろ左舷船首部が本件岸壁に衝突した。 船長は、機関室に浸水を認めたので、排水しながら尾道系崎港内の造船所に自力で向かい、本船は造船所で修理された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約7m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮流 微弱な東流	
その他の事項	船長は、本船の操船を約2年間行っていなかったため、操船に不慣れであり、停止距離等の運動性能を十分に把握していなかった。	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、尾道系崎港の本件岸壁に着岸作業中、

	<p>船長が、適切な操船を行わなかったことから、主機を後進にかけたが、前進行きあしを制御できず、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船の操船を約2年間行っておらず、操船に不慣れであったことから、着岸前に減速の状況を確認していれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、尾道系崎港の本件岸壁に着岸作業中、船長が、適切な操船を行わなかったため、前進行きあしを制御できず、本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間操船していない場合には、停止距離等の本船の運動性能を把握するよう努めること。